

さいたま市市民活動及び協働の推進助成事業

Happy マルシェ事業
実施に関する協働協定書

Happy マルシェ運営委員会（代表 富澤 功美子）（以下「甲」という。）とさいたま市（以下「乙」という。）は、さいたま市市民活動及び協働の推進助成事業（以下「推進助成事業」という。）の実施にあたり、推進助成事業の目的及び目標、推進助成事業における役割分担、責任の範囲及び成果の帰属並びに推進助成事業の評価について、次の条項により協定を締結する。

（目的及び目標）

- 第 1 条 推進助成事業は、市民の新しいコミュニティづくり、人と人、人と街との架け橋になる活動を行うことを目的として、甲と乙が協働して実施する。
- 2 甲と乙は、前項の目的を達成するために、推進助成事業における目標を次のとおり設定する。
- (1) 地域全体での子育てと学習の場の提案を行うこと。子供達が将来本当に必要なスキルを身につける体験を行い、親も学べる機会を創出すること。
 - (2) 地域活動のきっかけをつくり、世代間交流を活発にし、地域への愛着の形成や居場所の創出をおこない、住民自身の防災防犯の意識の向上を図ること。
 - (3) 定期開催のイベントを運営し、より多くの市民に認知され参加して頂ける交流の場を作り、個々や団体と協力しあえるネットワークの構築と共に行政との連携を広げていくこと。

（相互理解と対等の原則）

第 2 条 甲と乙は、双方の能力・立場・特性を理解して、お互いの存在を尊重し、協力するとともに、お互いに不足する部分を補うことにより、推進助成事業を実施する。

2 甲と乙は、双方が対等なパートナーであることを常に認識し、各々の自由な意思に基づいて協働することを前提に、推進助成事業を実施する。

（役割分担）

第 3 条 甲と乙は、第 1 条の目的及び目標を達成するため、推進助成事業におけるそれぞれの役割を次のとおり定める。



事業項目	甲の役割	乙の役割
(1) 事業 PR	1. 各メディアへの掲載依頼 2. チラシ配布(各団体・公共施設等) 3. SNS での PR	1. 広報全般
(2) 事業実施準備	1. 参加団体の募集 2. 実行委員会の運営・資料作成 3. 事業関連企業・団体への協力・参加依頼 4. 全参加団体との連絡調整 5. チラシ作成 6. 会場確保 7. 出展団体配置検討・配置図作成 8. 事業全般タイムスケジュール作成 9. 事業実施内容・マニュアルの検討、作成 10. 市民のボランティア募集 11. 参加ボランティアの役割分担とマニュアル作成 12. 会場安全確保	1. 他関係課との連絡調整
(3) 事業実施	1. 事業全般にかかる運営 2. 報告書の作成	1. イベント等の紹介 2. 団体への助言

(責任の範囲及び成果の帰属)

第4条 推進助成事業における責任の範囲及び成果の帰属は次のとおりとする。
ただし、甲又は乙の各々に既に帰属している成果は除くものとする。

(1) 甲の責任の範囲及び成果の帰属

- ア 協定書に基づく事業の履行
- イ 推進助成事業を通じて得る新たな活動ノウハウ
- ウ この事業で得る成果物

(2) 乙の責任の範囲及び成果の帰属

- ア 協定書に基づく事業の履行
- イ 推進助成事業を通じて得る新たな活動ノウハウ



(情報公開と説明責任)

第5条 甲と乙は、推進助成事業の透明性を確保するため、推進助成事業の実施状況に関する情報を公開する。また、双方が推進助成事業に関する説明責任を果たすこととする。

(事業の評価と報告)

第6条 甲と乙は、推進助成事業の自己評価を行い、お互いの評価を共有した上で、推進助成事業終了後の事業のあり方について真摯に協議するものとする。推進助成事業終了後、報告会において事業の成果及び評価並びに協議内容について報告するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、協定書の締結の日から推進助成事業の報告会の日をもって終了するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

本協定の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

令和5年4月21日

甲 Happy マルシェ運営委員会
代表 富澤 功美子

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
乙 さいたま市
さいたま市長 清水 勇人

